



「(仮称)横浜市住宅宿泊事業に関する条例」 の骨子に対するパブリックコメント ～ 閲覧及び市民意見募集を行います ～

住宅宿泊事業法(以下「法」という。)が平成30年6月に施行されるにあたり、横浜市では法第18条に基づき、条例の制定を検討しています。

「(仮称)横浜市住宅宿泊事業に関する条例」(以下「市条例」という。)の骨子を作成しましたので、閲覧に供するとともにパブリックコメント(市民意見募集)を行います。

●市条例の骨子の閲覧

閲覧期間：平成29年11月20日(月)から12月26日(火)まで ※土・日・祝日を除く

閲覧時間：午前8時45分から午後5時15分まで (区役所窓口は午後5時まで)

閲覧場所：市民情報センター(市庁舎1階)、各区役所区政推進課

●市条例の骨子に対するパブリックコメント(市民意見募集)の受付等

受付期間：平成29年11月20日(月)から12月26日(火)まで ※土・日・祝日を除く

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで

受付方法：次の方法により、受付期間内に御提出ください。

なお、受付最終日は午後5時までに申請(送信)完了又は必着です。

①電子メール ②郵送又は持参 ③ファクシミリ

意見書等：意見書の指定様式はありませんが、①住所、②氏名、③本件に関する意見の3点は必ず御記入ください。 ※提出先は裏面に記載

※1 意見書は、横浜市民及び利害関係人であればどなたでも提出ができます。

※2 いただいた御意見は、その要旨と市の考え方をとりまとめて、ホームページ等で公表します。

※3 いただいた意見書の返却及び個々の御意見に対しての個別回答はいたしませんので御了承ください。

※4 いただいた御意見は、内容を検討の上、「(仮称)横浜市住宅宿泊事業に関する条例」の制定の参考に利用させていただきます。氏名及び住所は、責任ある意見を求める趣旨により記載していただいています。御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

「(仮称)横浜市住宅宿泊事業に関する条例」の骨子

1 目的

住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することにより、生活環境の悪化を防止することを目的とします。

2 住宅宿泊事業の実施の制限

(1) 低層住居専用地域(※)においては、月曜日から木曜日まで(祝日等を除く)は住宅宿泊事業を行うことはできません。

※都市計画法第8条第1項第1号にいう第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

(2) 住宅の敷地の過半が低層住居専用地域に含まれる場合には、当該地域を低層住居専用地域とみなします。

●横浜市の考え方

住宅宿泊事業法の立法主旨を踏まえた上で、今後生じるおそれのある「住宅地(低層住居専用地域)における生活環境の悪化」を防止するとともに、居住地としての横浜の都市ブランドを守る必要があると考え、新たに条例を制定し、低層住居専用地域において、月曜日から木曜日まで(祝日等を除く)は民泊サービス(住宅宿泊事業)の実施を制限すべきと考えています。

低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域であり、集客施設(店舗や事務所、宿泊施設等)の立地が制限されています。また、特に静穏な環境が維持されている平日において、生活環境の悪化を防止する必要があると考えています。

※分譲マンションで民泊をめぐるトラブルを防止するためには、管理規約で民泊を許容するか否かを明確にしておくことが重要です。国土交通省が示す「マンション標準管理規約」を参考に、管理組合で規約の改正をお早めに御検討ください。詳細は次のホームページを御確認ください。

国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000146.html

●住宅宿泊事業法の公布までの経緯

ここ数年、民泊サービス(住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの)が世界各国で展開されています。多様化する宿泊ニーズに対応して、日本でも普及が進む民泊サービスの健全な普及を図るため、住宅宿泊事業法が29年6月16日に公布されました。

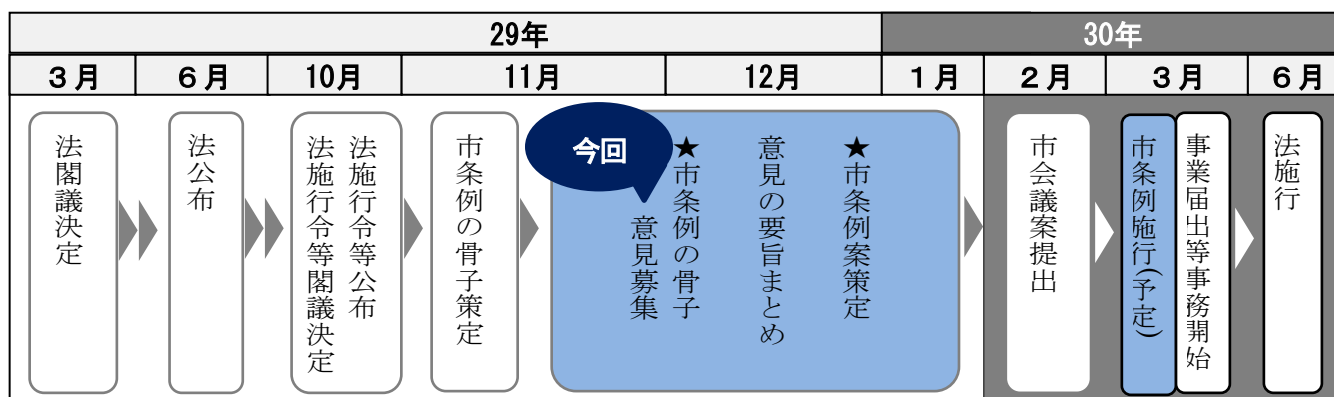
●住宅宿泊事業法の概要・自治体の役割

- 1 法の概要** 住宅宿泊事業者などを創設し、民泊に活用できる住宅や年間提供日数の上限(年間180日)を定めるとともに、事業者への義務付け、行政の役割などを規定。
- 2 自治体の役割** 住宅宿泊事業者に対し、必要に応じ、業務改善命令や業務停止命令、立入検査等が可能。また、生活環境の悪化防止のため、合理的に必要と認められる限度において、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間の制限が可能(法第18条に基づく条例制定が必要)。

【住宅宿泊事業法(抜粋)】

(条例による住宅宿泊事業の実施の制限)

第18条 都道府県(第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあっては、当該保健所設置市等)は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。



【御意見の提出先及びお問合せ先】

横浜市文化観光局観光振興課

〒231-0015 中区尾上町1丁目8番地 関内新井ビル6階

TEL:045-671-2596 FAX:045-663-6540 E-mail:bk-minpakujorei@city.yokohama.jp

ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/bunka/kancon/shiminikenbosyu/>